

令和3年第12回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和3年12月1日(水)午後1時50分～午後2時35分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、三枝教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

(開会 午後1時50分)

島埜内教育長 只今から令和3年第12回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより黒木 知文委員を指名します。よろしくお願ひします。

黒木委員 はい。

島埜内教育長 日程第2 「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、12月1日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日12月1日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

※黒木委員より「て・に・は・を」の使用誤りについて1箇所指摘あり。

※岩崎委員より次のような指摘あり。

→黒木委員の発言部分で「ソーラン節とエイサー」とあるのは、正しくは、「ソーラン節やエイサー」であった。

島埜内教育長 ご指摘ありがとうございます。只今ご指摘いただきました箇所を修正の上、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは次に日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和3年11月教育長執務」に基づき報告いたします。

11月4日ですが、第2回教育支援委員会を行っております。それからこの日は、職員採用二次試験選考委員会もございました。技師2名を含む6名採用する予定となっております。技師が不足しておりますので非常にありがたいことだと思っております。

5日ですが、定期的に行われている第4回の授業づくり研修会に参加しております。

7日は、体力づくりミニバレーボール大会がございました。いつものように非常に参加チームが少なく、6チームだったと思っておりますが、もっとたくさん参加してもら

島埜内教育長 いたいなと思った次第です。

8日ですが、小中学校にコロナ対策として光触媒コーティングを行っていただいたことに対し、ダイナム高鍋店の店長様へ感謝状を贈呈させていただきました。高鍋高校からも光触媒コーティングについての要望があったと仰っております。

10日は定例の校長会を行っております。午後は高齢者クラブの作品展示会の作品審査がありました。残念ながら年々作品数が減ってきているそうです。

11日ですが、フリースクールに関する協議を行っております。町民の方々から公立のフリースクールを作ってほしいという要望が上がってきていることについての協議でございます。私どもといたしましては、当面は、適応指導教室を充実させるという考えであることをお伝えいたしました。また、この日行われた高鍋町文化協会との協議では、予算的に非常に苦しいので町からの支援を拡充してほしいという要望を受けしたところでございます。文化協会の会員数も年々減少しているような気がしております。

12日は、中央競技団体正規視察概要説明会がありました。国体の会場として高鍋町総合体育館を使用することになっていることを受けまして、全国バドミントン協会の方々や県のバドミントン協会の方々がお見えになりました。その際、天井高が50cm足りないことが判明したのですが、天井が斜めになっているのでコートを少し移動して対応すれば大丈夫だろうということでありました。そのほかトイレ付きの個室のような「ドーピングルーム」なども設ける必要があるなど、なかなか厳しいお話がありました。

13日ですが、第2回目となります東児湯中学校3年生合同学習会がございました。児湯学友団コンソーシアムプロジェクトの事業の一環でございますが、参加者は31名でありました。またこの日の夜には、わいわいナイター大会を総合体育館で行っております。ミニバレーの部は3チームだけの参加ということで少し残念でした。

16日は、キャリア教育の授業発表を西中が行いまして、県内から多くの方が参観に来られておりました。

19日ですが、美術館で行政事務連絡員会が行われまして、町長から施政方針を含めた町の取り組みについての説明がありました。その際、議会でも度々取り上げられておりました商工会館に教育委員会が入居することについての説明も行われました。

19日から21日までの3日間、栃木県壬生町で行われました全国藩校サミット大会に参加して参りました。私と町長と社会教育課の職員3名で行って参りました。全国から31藩、自治体代表の藩主が来られて盛大に開催されました。藩主代表ということで江戸幕府の末裔の方が挨拶されたのですが、やはりオーラがすごいと感じたところでした。大変勉強になりました。

22日は、児湯地方教育委員会連絡協議会教育長情報交換会ということで今までやってきたコロナ対応やGIGAスクールの対応についての情報交換を行いました。

24日には恒例でありますPTA会長との情報交換会を行っております。

島埜内教育長 それから 28 日ですが、川南町で行われた「こゆプライドプロジェクト」に参加して参りました。これも児湯学友団コンソーシアムプロジェクトの一環であります。児湯管内の各中学校からリーダーが集まりまして、いわゆるリーダー研修のような形で行われております。また 12 月に入って高鍋町でもう一回行われることになっております。

以上が 11 月の教育長執務報告でございますが、何かご質疑等ございませんでしょうか。質疑もないようですので次へ進みたいと思います。なお、12 月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和 3 年 12 月 教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第 5 議案第 44 号「に入学式の期日について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは説明させていただきます。そちらの表にありますとおり、令和 4 年度の入学式等の期日について、先日校長会でとりまとめを行いましたので、学校管理規則に基づきご提案させていただくものでございます。

まず、入学式についてでございますが、学校管理規則の中で校長の意見を聴いて教育委員会が定めることとされております。また、4 月 12 日までに行わなければならないとされております。11 月 10 日に行われた校長会では、中学校の入学式を 4 月 11 日・月曜日に、小学校の入学式を 4 月 12 日・火曜日に行いたいということになりました。

それから、中学校の体育大会を 10 月 9 日・日曜日に、小学校の運動会を翌週の 10 月 16 日・日曜日に開催させていただきたいと考えております。

最後に卒業式ですが、こちらも学校管理規則の方に規定がございまして、小学校は 3 月 23 日以降に、中学校は 3 月 16 日以降に行うことされており、また、期日は校長が教育委員会の意見を聴いて定めるとされておりますが、校長会では、小学校を 3 月 23 日・木曜日に、中学校を 3 月 16 日・木曜日に行いたいという意見でありました。

なお、各学期の始業式、終業式、終了式の期日につきましては、学校管理規則に基づき、表にあるとおりとなっているところでございます。

以上、本案についてご提案させていただきます。ご承認賜りますようご審議の程よろしく願いいたします。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 44 号「入学式の期日について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第 6 議案第 45 号「令和 3 年度高鍋町一般会計補正予算（第 11 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

社会教育課長 (資料に基づき説明)

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 45 号「令和 3 年度高鍋町一般会計補正予算（第 11 号）について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第 7 議案 46 号「高鍋町立学校通学区域外通学及び区域外就学に関する要綱の一部改正について」、日程第 8 議案第 47 号「高鍋町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について」及び日程第 9 議案第 48 号「高鍋町遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正」の 3 つの議案は、関連がございますので一括議題とさせていただきます。それでは提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。それでは説明させていただきます。これらの要綱、規則の中では、「通学区域外通学」という文言が用いられているのですが、これを学校教育法施行令に基づき、「通学区域外就学」という文言に改めるという内容となっております。本町では慣例的に入学する際に「就学」、そのほかの場合には「通学」というように使い分けておりましたが、法律では、区別なく全ての場合を「就学」ということになっておりますので、法律に従い改正することとしたものでございます。文言だけの改正でありまして、制度内容には一切変更はございません。以上本案についてご提案させていただきます。ご承認賜りますようご審議の程よろしく願いいたします。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 46 号、議案 47 号及び議案第 48 号については、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第 46 号、議案 47 号及び議案第 48 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第 10 議案第 49 号「文化財指定に関する高鍋町文化財保存調査委員会への諮問について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 それでは議案第 49 号について説明いたします。文化財を保存し、活用することにより町民の文化向上に資することを目的として高鍋町文化財保護条例を制定しております。条例第 4 条で教育委員会の諮問及び調査機関として文化財保存調査委員を置くこと、第 6 条で教育委員会は町の区域内にある文化財のうち重要なものをその種類により町指定の有形文化財、無形文化財、史跡などに指定することができること、第 6 条第 4 項で教育委員会は指定する前にあらかじめ文化財保存調査委員の意見を聴かなければならないことを規定しております。以上の条文に基づき文化財の指定について諮問するため教育委員会の承認を求めるものです。

なお、今回該当する文化財は、名称「太平洋戦争空襲 蚊口踏切西側機銃弾跡」で、高鍋駅南側踏切を海岸方面に渡る際、擁壁に残っている機銃弾跡でございます。この

社会教育課長 ことについてご審議賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 49 号「文化財指定に関する高鍋町文化財保存調査委員会への諮問について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第 49 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第 11 議案第 50 号「高鍋町文化協会運営費補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。高鍋町文化協会は、前身である高鍋文化協会が昭和 33 年に有志 20 名により創立され、その後昭和 47 年に現在の高鍋町文化協会としてスタートしました。町の総合文化祭をはじめ、姉妹都市である朝倉市との文化交流、文化協会に加入する団体及び個人の文化活動に対する支援事業など町の文化振興の発展に寄与しております。文化協会に対する補助金交付は「高鍋町文化協会運営費補助金交付要綱」にて必要な事項を定め、これに沿って行っているところです。

今回の要綱の改正は、補助対象となる経費の項目追加です。改正理由ですが、町は要綱 3 条で補助金の交付対象となる事業を、同 4 条で補助金の交付対象経費を規定しております。3 条では総合文化祭、その他の文化事業、協会に加入する団体及び個人の文化活動に対する支援事業、などを交付対象事業としております。しかし 4 条の補助金交付対象となる経費には「協会に加入する団体及び個人の文化活動に対する援助」は含まれておりません。新型コロナウイルスで文化活動が制限される中、加入する団体や個人の文化活動の支援推進のため補助対象経費としてこれまでの「文化祭費」、「姉妹都市交流費」、「文化交流費」、「研修費」に、新たに「事業支援費」を加えるものでございます。このことについてご承認賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 50 号「高鍋町文化協会運営費補助金交付要綱の一部改正について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第 50 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第 12 議案第 51 号「通学区域外就学の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 (教育総務課長説明)

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 51 号「通学区域外就学の承認について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第 51 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第 13 「通学区域外就学の専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 最後に次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

島埜内教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 員 なし。

島埜内教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては 1 月 6 日に開催するという事によろしいでしょうか。

委 員 員 はい。

島埜内教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程は 1 月 6 日に決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 4 年 1 月 6 日

高鍋町教育委員会 教育長

島埜内 蓮

高鍋町教育委員会 教育委員

黒木 知文